

福県医発第 3104 号（地）  
令和 4 年 2 月 7 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会  
会 長 蓮 澤 浩 明  
(公 印 省 略)

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する  
法律施行規則の一部を改正する省令の交付・施行について  
(へき地以外の臨時の医療施設への看護師・准看護師の労働者派遣)

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、へき地の医療機関（臨時の医療施設を含む）への看護師等の派遣については、令和 3 年 4 月 1 日より可能となっているところですが（令和 3 年 3 月 9 日付福県医発第 3140 号（地）参照）、今般、労働者派遣法施行規則の一部が改正され、へき地以外の新型コロナウイルス感染症に係る「臨時の医療施設」への労働者派遣についても可能となった旨、厚生労働省より日本医師会を通じて連絡がありました。

本措置は、新型コロナウイルス感染症の急速な患者の増加に対応するための人材確保の選択肢の一つとして特例的に認められるものであり、業務は新型コロナウイルス感染症に関する業務に限定され、期間は令和 5 年 3 月 31 日までとなっております。派遣にあたっては、事前研修の実施と、派遣先において直接雇用している医療職等と相互の意思疎通が十分になされるよう、必要な措置を講じることとされています。

また、本件とは別に、へき地以外の新型コロナウイルスワクチン接種会場への看護師・准看護師の労働者派遣につきましても、労働者派遣が可能な期間が令和 4 年 9 月 30 日まで延長されておりますので、併せてご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしく願いいたします。